

# 病院長選出規程

令和5年12月1日制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、日本大学教育職組織規程第6条及び第15条に基づき、日本大学病院、日本大学医学部付属板橋病院、日本大学歯学部付属歯科病院及び日本大学松戸歯学部付属病院の病院長（以下「病院長」という）の選出についての必要事項を定める。

## (選出の時期)

第2条 病院長の選出は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- ① 病院長の任期が満了するとき。
- ② 病院長が欠けたとき。
- ③ 病院長が辞任を申し出て、大学が認めたとき。
- ④ 病院長が解任されたとき。
- ⑤ 日本大学学部長選出規程第2条に該当するとき。

2 前項各号の病院長の選出は、任期の終了する日から起算して1か月以前4か月以内に行う。ただし、前項第2号から第4号までにおいて、これにより難い場合は速やかに行うものとする。

3 第1項第5号の場合は、次期学部長決定後に病院長の選出を行うものとする。

## (病院長の選出基準)

第3条 病院長の選出基準については、別に定める。

## (選出委員会)

第4条 大学は、病院長の選出に当たり、病院長選出委員会（以下「選出委員会」という）を置く。

## (選出委員会の業務)

第5条 選出委員会は、次の各号の業務を行う。

- ① 病院長としての適格性の審査に関する事項
- ② 病院長の再任に関する事項
- ③ 病院長の解任に関する事項
- ④ その他病院長の選出に関する事項

## (選出委員会の構成)

第6条 選出委員会は、次の者をもって構成し、大学が委嘱する。

- ① 理事長
- ② 学長
- ③ 常務理事（人事担当）
- ④ 外部理事 1名
- ⑤ 医療又は医学に関する識見を有し、学校法人日本大学と特別の関係がない学外者 2名
- ⑥ その他理事長が必要と認めた者 若干名

2 前項第5号に定める学外者とは、次の要件を全て満たす者とする。

- ① 過去10年以内に学校法人日本大学と雇用関係ないこと。
- ② 過去3年間において、年間50万円を超える寄付金又は契約金等を学校法人日本大学から受領していないこと。

③ 過去3年間において、年間50万円を超える寄付を学校法人日本大学に対して行っていないこと。  
(委員長)

第7条 選出委員会の委員長は、理事長とする。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第8条 選出委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(委員の任期)

第9条 選出委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推薦委員会の設置)

第10条 病院長候補者の推薦に当たり、医学部は日本大学病院及び日本大学医学部付属板橋病院に、歯学部は日本大学歯学部付属歯科病院に、松戸歯学部は日本大学松戸歯学部付属病院にそれぞれ病院長候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を設置する。

2 推薦委員会については、別に定める。

(選出方法)

第11条 選出委員会は、推薦委員会から推薦のあった病院長候補者が選出基準を満たしているかどうかを、推薦委員会から提出された書類及び面談により審査し、病院長を選出する。

(議 決)

第12条 選出委員会は、委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは委員長が決する。

2 前項の場合において、委員長は議決に加わることができない。

(病院長の任命)

第13条 病院長は、選出委員会において選出された者について、理事会の議を経て理事長が任命する。

(再 任)

第14条 病院長を再任する場合、選出委員会は、その内申に基づき必要に応じて病院長に対する面談を実施し、これまでの業績及び今後の運営方針に基づき評価を行い、病院長を選出する。

(解 任)

第15条 大学は、病院長が次の各号のいずれかに該当すると選出委員会が認めるときは、理事会の議を経て病院長を解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。
- ② 職務上の義務に著しく違反したとき。
- ③ 病院長たるに適しないと認められたとき。

(公 表)

第16条 特定機能病院である日本大学医学部付属板橋病院における病院長の選出に当たっては、次の各号に掲げる事項を当該病院のホームページにより公表する。

- ① 日本大学医学部付属板橋病院長選出基準
- ② 選出委員会構成員の名簿、経歴及び選定理由
- ③ 病院長の選出に至った過程、結果及び理由

(その他)

第17条 この規程に定めのない事項については、選出委員会で審議し常務理事会の議を経て、その都度決定することができる。

(所 管)

第18条 病院長の選出に関する事務は、人事部及び病院経営指導管理オフィスが行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 令和5年度中に委嘱された選出委員会の委員の任期は、第9条の規定にかかわらず、委嘱された日から令和6年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 令和4年11月29日制定の日本大学医学部付属板橋病院長候補者推薦委員会内規及び日本大学病院長、日本大学歯学部付属歯科病院長及び日本大学松戸歯学部付属病院長候補者推薦委員会内規は、令和5年11月30日をもって廃止する。